

## 店舗まるごとサービスオプション利用規約

### 第1条（目的）

この「店舗まるごとサービスオプション利用規約」（以下「本利用規約」といいます）は、株式会社ビジョン（以下「当社」といいます）が提供する「保守サービス」（以下「本サービス」といいます）を利用するに当たっての条件を定めたものであり、本サービスをご利用いただくに当たっては、本利用規約の全てに同意いただかなくてはなりません。

### 第2条（定義）

本利用規約における用語の定義は個別に定義があるものを除き次のとおりです。

用語	定義
契約者	申込者のうち、本サービスの契約者としての登録が完了された者を指すものとします。ただし、文脈により本サービスへの申込を行った者を含みます。
利用契約	本サービスの利用に関する契約をいいます。
対象機器	当社が別紙1において定める機器であって、契約者があらかじめ指定し、当社の承諾を得た機器をいいます。
ビジョン光	当社の提供するNTTコラボレーションモデルにより提供されるフレッツサービスをいいます。
V-net	当社の提供するプロバイダサービスをいいます。
本サービス	ビジョン光のオプションサービスとして提供され、本利用規約を契約の内容とする「保守サービス」をいいます。

### 第3条（本利用規約の範囲）

1. 本利用規約は、本サービスへの申込及びその利用の際に契約者に対して適用されます。
2. 本利用規約とは別に、本サービスに関し別途当社が定める諸規定（サービス紹介、料金表、ヘルプ、注意書きその他のウェブサイト上の記載及び当社による契約者への通知を含みます。）は、それぞれの本利用規約の一部を構成します。また、本利用規約の内容と当該諸規定の内容との間に矛盾抵触がある場合には、当該諸規定が優先して適用されます。

### 第4条（本利用規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本利用規約を随時変更できます。本利用規約が変更された後の利用契約は、変更後の本利用規約が適用されます。
  - (1) 本利用規約の変更が、甲の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本利用規約の変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、本利用規約の変更を行う場合は、変更後の本利用規約の効力発生時期を定め、あらかじめ変更後の本利用規約の内容及び効力発生時期を当社所定の方法により契約者に通知又は周知します。

## 第5条（本サービス内容の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの利用料金その他のサービス内容を変更することがあります。その場合には、当社は変更後のサービス内容を当社所定の方法により契約者に通知するものとし、以後（別途変更の効力発生時期を定めた場合は当該時点以後）、変更後のサービス内容が適用されるものとするとともに、その後の本サービスの利用により、契約者は、当該変更同意したものとみなされます。

## 第6条（契約者の要件等）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める条件を満たすものとします。

- (1) 契約者自身が本サービスを利用するものであること
- (2) 対象機器の不具合・障害発生時を除き、対象機器が恒常的、安定的インターネット回線に接続されていること
- (3) 対象機器の障害等に関する照会を行うにあたって、当該対象機器について契約者が正当な権限を有し、契約者自身が操作することができる環境にあること
- (4) 対象機器及び対象機器の障害等解決に努めるに当たり必要となる機器、ソフトウェア、サービス等が日本国内で販売・配布・提供されたものであり、かつ、そのマニュアル、取扱説明書等が日本語により記述されたものであること。

## 第7条（利用申込みの受付及び承諾）

1. 契約者による本サービスへの申込みは、当社の指定する方法によるものとします。
2. 本サービスの利用に関する契約は、契約者が当社指定の手続きにより申込みを完了し、当社が契約者に対し当該申込を承諾する旨を記載した通知を発信した時点で成立するものとします。
3. 当社は、次の各号に当該する場合には、契約者による本サービスの利用に関する契約の申込を承諾しないことがあります。この場合は、当該契約者に対してその旨を通知します。
  - (1) 契約者が本利用規約に違反するおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - (2) 別紙2記載の特典の提供を含め本サービスの全部又は一部の提供が困難であると当社が判断したとき
  - (3) 契約者が利用規約上の債務の支払いを怠る恐れがあると当社が判断したとき
  - (4) 契約者が利用契約への申込に当たり虚偽の事実を記載したとき
  - (5) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
  - (6) 契約者が当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
  - (7) 当社が本サービスの一部を委託する委託先が、本サービスの安定的な提供が困難であると判断したとき
  - (8) 契約者が反社会的勢力であるか、反社会的勢力と関わりがあると判明したとき
  - (9) その他の事情により申込を受け付けられないと当社が判断したとき
4. 当社は、当社が第2項に従い契約者の利用申込を承諾した後に、契約者が第3項各号の

一に該当することが判明した場合、当社がかかる承諾を取り消すことができます。

#### 第8条（契約者情報の変更）

1. 契約者は、名義・住所・連絡先等（以下、本条において「契約者情報」と総称します。）を変更する場合は、当社が指定する方法により、必ず当社へ速やかに通知するものとします。なお、変更の内容により本サービスの継続利用をお断りする場合がございます。この場合の変更申込及びその承諾等の手続きは、第9条に準じます。
2. 契約者が前項の通知を怠った場合は、当社が変更前の名義・住所または連絡先等の契約者情報に発信した書面・電子メール等は全て契約者に対して発信した時点において到着したものとみなされます。
3. 契約者が第1項の通知を行った場合には、当社が契約者の変更後の名義・住所または連絡先等の契約者情報に発信した書面・電子メール等は、全て契約者に対して発信した時点において到着したものとみなされます。
4. 第1項の誘致を怠り、または虚偽の契約者情報を当社に通知したことによって生じた損害に関する責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を追いません。

#### 第9条（本サービス）

1. 本サービスの内容は、本利用規約で定める他、別紙1記載の通りです。
2. 契約者は、本サービスの対象となる個別の機器について、あらかじめ指定し、当社の承諾を得なければなりません。
3. 契約者は、対象機器を利用契約で定めた設置場所より移動して使用する場合には、あらかじめ当社へその旨を通知し、当社の書面又は電磁的記録による承諾を得たうえで、当社の承諾内容に従い工事を行わなければならないものとします。
4. 本サービスの提供により使用される消耗品及び部品等は、別途契約者が負担するものとします。
5. 当社は、本サービス提供により交換した部品を無償で引き取ることができるものとします。
6. 以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、本サービスの対象外とします。
  - (1) 契約者による不注意、誤用による場合。
  - (2) 当社以外の者による改造、修理、分解等が行われている場合。
  - (3) 当社が指定又は推奨する以外の部品、付属品、消耗品の使用がある場合。
  - (4) 電氣的ノイズ、公衆回線障害、その他外的要因による場合。
  - (5) 契約者以外の第三者の利用がある場合。
  - (6) 利用契約の締結後、当社の承諾の無い本機器の設置場所が変更された場合。

#### 第10条（本サービスの提供条件等）

1. 当社は、本サービスを利用するために必要な機器・環境等を有する方に本サービスと提供します。なお、サービス提供が可能な地域は日本国内に限ります。
2. 当社は、当社の判断により、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を追加、または変更することができるものとします。ただし、当該追加、

変更が本サービスの利用料金の変更を伴う場合は、契約者に対して、相当期間を設けた上での事前通知を行います。

3. 当社は、当社の判断により、契約者に対する事前の通知を行ったうえで、本サービスの全部または一部の提供を廃止することができるものとします。

#### 第11条（本サービスの提供時間等）

1. 当社は、本サービスを平日の午前9時から午後6時に限り提供します。
2. 契約者は、別途当社が定める受付電話番号（以下「受付電話番号」といいます）宛に連絡する方法により、対象機器の障害等に関する照会等を行うことができ、当社は、第1項に定める時間においてこれらを受け付けます。ただし、当社は、当該照会等について遅延なく受け付けることにつき保証しないものとし、契約者は、照会等の時間等によっては当日中に対応が行えない場合などがあることを予め承諾するものとします。
3. 当社は、当社の判断により、契約者に対する事前の通知を行ったうえで、受付電話番号を変更することができます。

#### 第12条（サービス利用料金）

1. 契約者は、当社が別途定める本サービスの月額料金及び特別料金ならびにかかる消費税及び地方消費税（以下総称して「サービス利用料金」といいます）を、当社が別途指定する期日までに当社が定める方法により支払うものとします。
2. 本サービスの月額利用料金は申込完了日の翌月1日から発生します。なお、本サービスの提供の中止・制限があった場合であっても、本サービスの提供があったものとしてサービス利用料金を算出します。
3. 本サービスの利用料金において、利用開始日、及び利用終了日により1ヶ月未満の利用期間が発生した場合であっても、本サービスの月額利用料金の日割計算を行わないものとします。
4. 当社は、営業上及び運用上の理由により、サービス利用料金（その算出方法を含みます。）及び支払方法等を変更する必要がある場合、相当期間を設けて予め契約者に通知することにより、これを改訂できるものとします。
5. 当社は、第18条に基づく契約者資格の喪失その他の理由の如何を問わず契約者による本サービスの利用が終了した場合、既に支払われたサービス利用料金の返金を行わないものとします。
6. 契約者は、サービス利用料金の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を、当社が別途指定する期日までに当社が定める方法により支払います。

#### 第13条（本サービスの提供期間）

1. 本サービスは、ビジョン光またはV-netの提供開始日をもって、その提供を開始します。
2. 当社と契約者のビジョン光の提供に関する契約が終了した場合、その終了の事由を問わず、本契約も終了します。

#### 第14条（個人情報の保護）

当社は、契約者の保有する個人情報（特定の個人を識別することができるものをいいます。以下「個人情報」といいます）を、当社ホームページに掲載する「個人情報保護方針」に基づき利用・取扱います。

・当社個人情報保護方針：<https://www.vision-net.co.jp/privacy.html>

#### 第15条（本サービスの中止・停止・制限又は終了等）

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、契約者に事前通知することなく、本サービスの全部または一部を中止、停止または制限することができます。
  - （1）契約者が第16条（禁止行為）第1項各号の一に該当する行為、または該当するおそれのある行為を行ったとき
  - （2）契約者が第7条各号の要件を満たしていないと認められるとき
  - （3）契約者が第8条の利用申込に当たり当社に提示した連絡先に対し、当社が適当と判断する方法をもって連絡したにも関わらず、当社の指定する期間内に契約者からの返答がないとき
  - （4）契約者と当社との間で、本サービスの提供・利用についてかかる契約の終了、停止または中止の合意をする契約を締結したとき
  - （5）天変地異、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制度、裁判所または行政機関による命令処分、争議行為、停電（計画停電を含みます）、サイバーテロ、インフルエンザ等感染症の流行による事業停止、放射能汚染、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき
  - （6）その他当社の責に帰することのできない事由が生じたとき
2. 当社は、あらかじめ契約者に通知することによりいつでも本サービスを終了できるものとします。
3. 前各項の本サービスの中止、停止、制限又は終了等により契約者が損害を被った場合、当社は該当損害につき一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

#### 第16条（禁止行為）

1. 契約者は、本サービスの利用において次の各号の一に該当する行為または該当するおそれがある行為をしてはならないものとします。なお、当社は、契約者が次の各号の一に該当する行為または該当するおそれがある行為を行った場合、あるいは行うおそれがあると判断した場合、契約者に何らの事前の通知・催告を行うことなく適切な措置を講じることができます。
  - （1）本サービス利用申込時または本サービス利用時に虚偽の事項を申告する行為
  - （2）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - （3）当社または第三者に損害を与える行為
  - （4）当社または第三者を差別・誹謗・中傷し、または信用・名誉を毀損する行為
  - （5）公序良俗に反する行為
  - （6）犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為
  - （7）本利用規約のいずれかに違反する行為

- (8) 法令に反する行為
  - (9) その他当社が不適切と判断する行為
2. 契約者は、本サービスの利用及びその結果につき一切の責任を負うものとし、本サービスの利用に関連して、当社または他の契約者を含む第三者が損害を被った場合、契約者は、当社または他の契約者を含む第三者に対し、かかる損害を賠償します。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）でないこと及び今後も反社会的勢力に属さないことを表明・保証します。
2. 契約者は、本サービスに関連して、次の各号の一に該当する行為をしてはならないものとします。
- (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、もしくは相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと、または偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること
  - (2) 反社会的勢力である第三者をして前号の行為を行わせること
  - (3) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

#### 第18条（利用資格の喪失等）

当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者に何らかの事前通知・催告を行うこと無く、該当契約者につき本サービスの利用を停止させ、または該当契約者の利用資格を喪失させ、本サービスの利用をその時点で終了させることができます。この場合契約者は、当然に期限の利益を失い、直ちに本サービスに関わる債務の全額を当社の指定する方法にて当社に支払わなくてはならないものとします。

- (1) 第15条第1項各号の一に該当する行為または該当するおそれがある行為を行った場合
- (2) 本サービスの利用料金の支払いの遅延または不履行が合った場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合またはそれらのおそれがあると認められる場合
- (4) 破産、民事再生、特別清算、または会社更生等の申立を行い、あるいは申立てを受けた場合、またはそれらのおそれがあると認められる場合
- (5) 手形、小切手が不渡りとなり、その他支払停止状態に至った場合
- (6) 営業を廃止・休止・変更し、または第三者に管理される等営業内容に変更があった場合、またはそのおそれがあると認められる場合
- (7) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
- (8) 本契約の各条項のいずれかに違反した場合
- (9) その他各上記各号の一に準ずる事由があった場合

#### 第19条（契約者による本サービス利用の終了）

契約者は、本サービスの全部または一部の利用を終了しようとする場合は、サービス終了の前月末日までに当社所定の手続きにしたがって当社に通知するものとし、不備のない該当通知が当社に到着し、解約手続きが完了した日の属する月の翌末日をもって本サービスの全部または一部の利用が終了するものとします。この場合において、本サービスの利用料の一切の減免を行わないものとします。

#### 第20条（免責）

1. 当社は、善良な管理者の注意義務をもって本サービス提供するものとし、本サービスの提供に当たり当社が行った保守作業等の結果について一切保証をしないものとし、かかる作業の実施内容及びその結果に起因して契約者または第三者が被害を被った場合は、該当損害につき責任を負わないものとします。
2. 甲は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、当社の責めによらない火災、その他の不可抗力による利用契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、乙に対してその責任を負わないものとします。

#### 第21条（損害賠償）

1. 契約者が本利用規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社または第三者に損害を与えた場合には、当社または第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします）等を全額賠償する責任を負うものとします。
2. 契約者が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与え、または第三者と紛争を生じた場合において、当社が他の契約者や第三者から責任を追求された場合、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するとともに、当社の出捐を補充するものとします。
3. 当社が契約者に対して賠償責任を負う場合、本サービス利用料金の1か月分相当額を上限として、賠償します。

#### 第22条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、本利用規約に基づく権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、または担保に供する等の処分をしてはならないものとします。

#### 第23条（第三者への委託等）

当社は、本利用規約に基づく当社の義務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第24条（準拠法）

本利用規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されます。

#### 第25条（紛争の解決）

本利用規約に定めのない事項及び本利用規約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、

誠意をもって協議し、円満に解決を図ります。

#### 第26条（合意管轄）

本利用規約またはこれに関する紛争に係る事件において、第一審の専属の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

制定日：2025年3月26日



## 家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典

## 1. 概要

本サービス「店舗まるごとサポート（以下「本サービス」といいます。）」に付随関連して、以下の条件を満たし表に記載された会員の住所施設内に収容、設置または使用されている機器（以下「対象機器」といいます。）が偶然な事故、電氣的・機械的の事故および盗難により生じた損害に対して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社ビジョン、被保険者を会員（法人・個人事業主に限りません。）とする家電・住宅設備・什器備品修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典（以下、「本特典」）をいいます。

## 2. 対象機器

(1) 本サービスの対象となる機器は、以下の種別とします。

対象機器の種別	
PC	防犯カメラ
プリンター	電子レンジ
モニター	冷蔵庫
空気清浄機	テーブル
エアコン	椅子
業務用エアコン	レジ機

ただし、次の条件を満たす機器とします。

- ① 会員の住所（利用契約記載の住所をいい、以下「会員住所」といいます。）に収容、設置または使用されている機器で、購入時および本サービス利用契約開始時に、外形上の損傷がなく、正常に動作している機器
  - ② 日本国内で修理可能なメーカーの機器
  - ③ 事故発生日を起算日として、5年以内に新品として購入した機器
- (2) 本条（1）の対象機器には、次のいずれかに該当するものを含まません。
- ① 対象機器の周辺機器・付属品・消耗品（ACアダプター、ケーブル、リモコン、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、インク・トナーおよびそのカートリッジ・容器、用紙類、鍵・錠その他類似機器・製品等）
  - ② 中古製品として購入された機器
  - ③ 対象機器内のソフトウェアおよび保存データ
  - ④ レンタル・リースなどの賃借の目的となっている機器
  - ⑤ 過去に当該対象機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器
  - ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器
  - ⑦ 日本国外で購入された機器または日本国外から直接購入された機器
  - ⑧ 日本国外のみで販売されている機器
  - ⑨ 購入日および製造日とも不明な機器
  - ⑩ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、燃料類

⑪ 材料、部品、半製品、仕掛品類

3. 補償期間

会員は、本サービスの利用契約開始日の属する月の翌々月1日午前0時に始まり（以下、「補償始期」といいます。）、1年後の応当日の前日午後12時（以下、「補償終期」といいます。）に終わり（以下、「補償期間」といいます。）、本サービス契約期間中、補償期間は継続されます。なお、本サービスの補償始期日以前、または本サービスの解約日、終了日の属する月の末日の翌日以降に対象機器に生じた損害に対しては、本特典は適用されません。

4. 補償対象事故および保険金額

(1) 補償対象事故

上記3.「補償期間」中に、偶然な事故、電氣的・機械的事故および盗難により上記2.「対象機器」に生じた損害（外装の破損、損壊、水濡れ、電氣的機械的故障、盗難）に対して、保険金を支払います。

(2) 保険金額

以下の各対象機器について修理可能な場合、保険金額を限度として修理費用をお支払いします。

対象機器	保険金額（※1）	ご利用上限回数
PC	修理可能：最大100万円（※2） 修理不能：最大100万円（※3）	保険金の支払回数は制限なし（※4）
プリンター		
モニター		
空気清浄機		
エアコン		
業務用エアコン		
防犯カメラ		
電子レンジ		
冷蔵庫		
テーブル		
椅子		
レジ機		

※1 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理をした状況を指し、修理により同等価格の機器を本体交換した場合も含まれます。また、修理不能とは、対象機器のメーカー等での修理が不可能な状況を指します。なお、対象機器がメーカー保証、販売店による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。"

※2 対象機器のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額（1回・1事故について100万円）を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等価格の機器を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。"

※3 修理不能となった場合は、当該機器の購入価格を上限として保険金をお支払いします。

ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、再購入機器の購入価格または保険金額の小さい方を上限として保険金をお支払いします。”

## 5. 提出必要書類

本特典の利用に際し、以下の書類をご提出いただきます。

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・修理店等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象機器が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象機器の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※1） ⑤ 損害状況・損害品の写真

※1 事故が起きた対象機器の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

## 6. 保険金が支払われない場合

以下のいずれかに該当する場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 会員と同居する者、会員の親族、会員の法定代理人、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 風災、雹災、雪災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害
- (5) 当社および引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (6) 会員が報告した故障・損害を当社および引受保険会社が確認できない場合
- (7) 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 本サービス補償始期日前および補償終期日後に対象機器に生じた損害
- (12) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害

- (13) 自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変質・変色
- (14) 直接であると間接であることを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害
- (15) ブラウン管・電球・LED、その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害
- (16) 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
- (17) 対象機器にかかった修理費用以外の費用（見積り取得に関する送料、機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- (18) 日本国外で発生した事故による損害
- (19) 機器購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良およびリコール対象となった部位・部品を含みます）
- (20) 対象機器を被保険者が自ら製造・制作、改造または修理した場合
- (21) 対象機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- (22) 盗難に起因する不正利用等から生じた損害
- (23) 地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- (24) 損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下による損害
- (25) 紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害およびこれらに起因する不正利用等から生じた損害
- (26) ソフトウェアの瑕疵または障害に起因する損害

**【保険金請求に関するお問い合わせ先】**

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号：0120-502-720

受付時間：平日 10:00～19:00（年末年始は除く）

以上